

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「三十六万七千六百円」を「三十六万八千円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁局長級職員」という。)に対しては、支給しない。

第十条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

第十条第五項中「対する」を「対しては第一項ただし書の規定は適用せず、」に、「前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万円「を」扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下

「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」に改める。

第十一条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がなくは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、「場合」の下に「（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に、「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては」を「本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員

で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある本庁局長級職員が本庁局長級職員以外の職員となつた場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある本庁部長級職員が本庁部長級職員及び本庁局長級職員以外の職員となつた場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で本庁局長級職員以外のものが本庁局長級職員となつた場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で本庁部長級職員及び本庁局長級職員以外のものが本庁部長級職員となつた場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
- 第十一条第四項を次のように改める。
- 4 特定管理職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」とあるのは「場合」と、同項第一号中「場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号中「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族」とあるのは「扶養親族」と、「場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第二項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合にお

いてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、前項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第七号中「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族」とする。

第十八条の四第二項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	1	2	3	4	5	6	7
	141,600 円	227,900 円	261,100 円	317,700 円	434,400 円	460,400 円	508,400 円
	142,700	229,500	263,000	319,900	438,400	464,400	512,400
	143,900	231,000	264,800	322,200	444,400	470,400	518,400
	145,000	232,600	266,900	324,400	452,400	478,400	526,400
	146,100	234,100	268,700	326,600			
	147,200	235,800	270,600	328,600			
	148,300	237,300	272,500	330,800			
	149,400	238,900	274,600	333,000			
	150,500	240,300	276,700	335,100			
	151,900	241,800	278,700	337,300			
	153,200	243,400	280,800	339,400			
	154,500	244,800	282,800	341,600			
	155,800	246,300	284,800	343,500			
	157,300	247,800	286,900	345,500			
	158,800	249,100	288,900	347,600			
	160,400	250,500	290,900	349,600			
	161,700	252,000	292,900	351,400			
	163,200	253,700	294,900	353,400			
	164,700	255,400	297,000	355,200			
	166,200	257,200	299,000	357,100			

21	167,600	258,800	301,000	359,100
22	170,300	260,600	303,100	361,000
23	172,900	262,300	305,100	363,000
24	175,500	264,000	307,200	364,900
25	178,200	266,000	309,000	366,900
26	179,900	267,900	311,100	368,800
27	181,600	269,700	313,200	370,800
28	183,300	271,500	315,200	372,800
29	184,800	273,200	317,100	374,300
30	186,600	275,100	319,100	376,100
31	188,400	277,000	321,200	377,900
32	190,100	278,700	323,300	379,500
33	191,700	280,400	324,700	381,300
34	193,500	282,300	326,700	382,700
35	195,300	284,100	328,600	384,200
36	197,100	286,000	330,700	385,800
37	198,700	287,600	332,600	387,200
38	200,500	289,300	334,500	388,400
39	202,300	291,100	336,500	389,600
40	204,100	292,900	338,400	390,700
41	205,800	294,600	340,300	391,800
42	207,600	296,300	342,200	393,000
43	209,400	297,900	344,000	394,200
44	211,200	299,500	345,900	395,300
45	212,600	301,200	347,400	396,000
46	214,400	302,900	348,800	396,700
47	216,100	304,500	350,300	397,400
48	217,900	306,200	351,800	398,100
49	219,600	307,300	353,400	398,700
50	221,300	308,800	354,800	399,300
51	222,900	310,300	356,300	399,800
52	224,500	311,900	357,800	400,200
53	226,000	313,500	359,200	400,600
54	227,700	315,100	360,200	400,900
55	229,300	316,700	361,400	401,200
56	230,900	318,200	362,600	401,500
57	232,200	319,700	363,500	401,800
58	233,700	320,900	364,500	402,100
59	235,100	322,100	365,500	402,400
60	236,400	323,300	366,500	402,700
61	237,700	324,000	367,500	403,000
62	238,900	324,900	368,400	403,300
63	239,900	325,700	369,300	403,600
64	241,100	326,500	370,200	403,900
65	242,400	327,400	371,000	404,200
66	243,600	327,800	371,800	404,500
67	244,800	328,500	372,600	404,800
68	246,100	329,300	373,400	405,100
69	247,000	330,100	374,000	405,300
70	248,400	330,800	374,700	405,600
71	249,800	331,500	375,400	405,900
72	251,300	332,200	376,100	406,200
73	252,700	332,700	376,600	406,400

再任
用職
員以
外の
職員

1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	

56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300	
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600	
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800	
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100	
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400	
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700	
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900	
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700		
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000		
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200		
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400		
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700		
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000		
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200		
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400		
94	299,800	323,400	349,800	383,400				
95	300,900	324,800	351,300	384,000				
96	302,200	326,100	352,800	384,500				
97	303,300	327,300	354,100	384,900				
98	304,500	328,600	355,300	385,300				
99	305,700	329,900	356,400	385,900				
100	306,900	331,200	357,600	386,400				
101	308,100	332,600	358,700	386,800				
102	309,100	333,500	359,800	387,300				
103	310,200	334,600	360,900	387,900				
104	311,200	335,800	362,100	388,400				
105	312,000	336,900	363,300	388,700				
106	312,600	338,000	363,800	389,100				
107	313,200	339,000	364,400	389,600				
108	313,900	340,100	365,000	389,900				
109	314,400	341,300	365,600	390,200				
110	314,900	342,300	366,100	390,700				

再任用職員以外の職員

	111	315,400	343,300	366,600	391,200					
	112	316,000	344,200	367,100	391,700					
	113	316,800	345,100	367,500	392,000					
	114	317,500	346,000	367,900	392,500					
	115	318,200	347,000	368,500	393,000					
	116	318,900	348,000	369,000	393,500					
	117	319,500	349,000	369,400	393,800					
	118	320,300	349,500	369,900	394,300					
	119	321,000	350,100	370,500	394,800					
	120	321,800	350,700	371,000	395,300					
	121	322,400	351,000	371,100	395,700					
	122	322,700	351,400	371,700	396,200					
	123	323,200	351,900	372,200	396,600					
	124	323,700	352,300	372,600	397,100					
	125	324,000	352,700	373,100	397,500					
	126		353,100	373,600						
	127		353,600	374,100						
	128		354,000	374,600						
	129		354,400	374,900						
	130		354,800	375,400						
	131		355,200	375,900						
	132		355,600	376,400						
	133		355,800	376,700						
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級		特 2 級		3 級		4 級			
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円		
	1	155,200	円	199,500	円	260,000	円	328,200	円	416,100	円
	2	156,700		201,200		262,500		330,400		417,900	
	3	158,200		202,900		264,800		332,700		419,700	

4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
38	224,400	279,500	344,700	399,500	
39	226,200	281,400	346,900	400,900	
40	228,000	283,400	349,000	402,300	
41	229,700	285,200	351,100	404,000	
42	231,400	287,600	353,200	405,400	
43	233,000	289,900	355,200	406,700	
44	234,600	292,400	357,300	408,200	
45	236,200	294,500	359,200	409,800	
46	237,600	297,000	361,200	411,100	
47	238,900	299,300	363,200	412,600	
48	240,100	302,000	365,200	414,200	
49	241,600	304,400	366,900	415,900	
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	

57	252,000	322,600	381,300	428,300
58	253,100	324,700	382,900	429,800
59	254,200	326,900	384,600	431,000
60	255,400	328,900	386,300	432,200
61	256,700	331,000	387,500	433,400
62	258,000	333,100	388,900	434,700
63	259,400	335,300	390,300	436,000
64	260,600	337,500	391,600	437,200
65	261,900	339,400	393,000	438,400
66	263,400	341,600	394,200	439,600
67	264,900	343,700	395,600	440,800
68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	
89	292,900	380,400	423,200	
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	
92	296,400	384,200	426,200	
93	297,100	385,500	427,100	
94	298,100	386,600	427,900	
95	299,200	387,900	428,700	
96	300,400	389,100	429,500	
97	301,400	390,500	430,300	
98	302,500	391,500	430,700	
99	303,500	392,600	431,100	
100	304,600	393,600	431,500	
101	305,500	394,500	431,900	
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	
104	308,700	397,700	432,800	
105	309,300	398,400	433,100	
106	310,200	399,300	433,400	
107	311,000	400,200	433,700	
108	311,800	401,100	433,900	
109	312,700	401,900	434,100	
110	313,100	402,800	434,400	

再任用職員以外の職員

111	313,500	403,600	434,700		
112	314,000	404,400	434,900		
113	314,600	405,000	435,100		
114	315,000	405,700	435,400		
115	315,500	406,400	435,700		
116	316,000	407,100	435,900		
117	316,600	407,700	436,100		
118	317,100	408,200			
119	317,500	408,600			
120	318,000	409,000			
121	318,500	409,400			
122	318,900	409,700			
123	319,400	410,000			
124	319,900	410,200			
125	320,500	410,400			
126	320,800	410,700			
127	321,100	411,000			
128	321,400	411,200			
129	321,600	411,400			
130	321,900	411,700			
131	322,200	412,000			
132	322,500	412,200			
133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900	413,700			
139	324,200	414,000			
140	324,500	414,200			
141	324,700	414,400			
142	324,900	414,700			
143	325,200	415,000			
144	325,400	415,200			
145	325,700	415,400			
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

- 備考
- この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 - この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,200 円	171,100 円	260,000 円	289,000 円	405,900 円
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	

48	239,600	275,200	361,800	383,600
49	241,000	277,500	363,100	385,000
50	242,400	279,500	364,600	386,500
51	243,900	281,400	366,200	388,000
52	245,100	283,400	367,800	389,400
53	246,200	285,200	369,300	390,600
54	247,600	287,600	370,800	391,900
55	248,800	289,900	372,300	393,000
56	250,000	292,400	373,800	394,100
57	251,200	294,500	375,300	395,500
58	252,400	297,000	376,700	396,700
59	253,500	299,300	378,100	397,900
60	254,700	302,000	379,400	399,200
61	256,100	304,400	380,300	400,400
62	257,300	306,800	381,500	401,400
63	258,500	309,300	382,700	402,800
64	259,400	311,600	383,800	404,100
65	260,400	313,900	384,700	405,300
66	261,800	316,100	385,900	406,400
67	263,200	318,200	386,900	407,600
68	264,700	320,400	388,000	408,700
69	266,300	322,600	389,200	409,700
70	267,800	324,700	390,200	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,500	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	344,900	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	

再任用職員以外の職員

101	299,100	373,500	411,800
102	299,600	374,500	412,100
103	300,100	375,500	412,400
104	300,600	376,500	412,600
105	300,800	377,300	412,800
106	301,200	378,200	413,100
107	301,500	379,100	413,400
108	301,700	380,100	413,600
109	301,900	380,900	413,800
110	302,100	381,900	414,100
111	302,400	382,900	414,400
112	302,700	383,900	414,600
113	302,900	384,500	414,800
114	303,100	385,400	415,100
115	303,300	386,300	415,400
116	303,600	387,200	415,600
117	303,900	388,000	415,800
118	304,200	388,700	
119	304,500	389,500	
120	304,800	390,300	
121	304,900	390,900	
122	305,100	391,700	
123	305,400	392,400	
124	305,700	393,100	
125	305,900	393,700	
126		394,400	
127		394,900	
128		395,500	
129		396,200	
130		396,800	
131		397,300	
132		397,800	
133		398,100	
134		398,400	
135		398,700	
136		399,000	
137		399,300	
138		399,600	
139		399,900	
140		400,200	
141		400,500	
142		400,800	
143		401,100	
144		401,400	
145		401,600	
146		401,900	
147		402,200	
148		402,400	
149		402,600	
150		402,900	
151		403,200	
152		403,400	
153		403,600	
154		403,900	

	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

(1) 広島学園に勤務する児童自立支援専門員

(2) 中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級の別				
	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	141,700 円	191,400 円	278,000 円	329,500 円	387,700 円
2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800

33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		

再任
用職
員以
外の
職員

	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	245,200 円	330,500 円	395,500 円	470,600 円
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100

4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900

再任用職員以外の職員

	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院，保健所，総合精神保健福祉センター等に勤務し，又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

1	146,500	219,800	278,100	325,500	370,300
2	147,900	221,400	280,100	327,500	373,000
3	149,300	223,000	282,300	329,700	375,600
4	150,700	224,600	284,400	331,900	378,300
5	151,900	226,000	286,600	333,900	380,700
6	153,700	227,600	288,700	336,100	383,400
7	155,400	229,100	290,800	338,200	386,000
8	157,100	230,700	292,900	340,400	388,700
9	158,800	232,000	294,900	342,300	390,800
10	160,500	233,500	297,100	344,400	393,100
11	162,200	234,900	299,200	346,600	395,300
12	164,000	236,100	301,400	348,700	397,500
13	165,500	237,800	303,600	350,300	399,600
14	167,400	239,200	305,500	352,300	401,600
15	169,400	240,400	307,600	354,200	403,600
16	171,300	241,800	309,600	356,200	405,700
17	173,200	242,900	311,700	358,100	407,500
18	175,100	244,100	313,700	360,100	409,500
19	176,900	245,300	315,800	362,100	411,400
20	178,800	246,500	317,900	364,100	413,500
21	180,700	247,900	319,800	366,900	415,300
22	183,200	248,900	321,800	367,900	416,900
23	185,700	249,900	323,700	370,000	418,500
24	188,200	251,000	325,700	372,100	420,000
25	190,700	252,200	327,600	373,500	421,500
26	192,300	253,700	329,500	375,300	422,800
27	193,900	255,400	331,500	377,100	424,100
28	195,400	257,200	333,500	378,800	425,400
29	197,000	258,800	335,000	380,600	426,700
30	198,700	260,600	336,800	382,100	427,900
31	200,300	262,300	338,500	383,700	429,100
32	202,000	264,000	340,300	385,400	430,200
33	203,600	266,000	342,000	386,700	431,400
34	205,200	267,900	343,800	388,000	432,600
35	206,800	269,700	345,700	389,300	433,800
36	208,400	271,500	347,500	390,500	435,000
37	209,900	273,500	349,300	391,600	436,300
38	211,500	275,300	351,000	392,800	437,100
39	213,200	277,100	352,600	393,900	437,500
40	214,900	278,800	354,300	395,000	438,200
41	216,200	280,600	355,500	395,800	438,700
42	217,700	282,500	356,500	396,600	439,100
43	219,100	284,400	357,600	397,400	439,500
44	220,600	286,200	358,700	398,200	439,900
45	222,000	288,200	359,800	398,600	440,300
46	223,400	290,000	360,500	399,200	440,700
47	224,700	291,800	361,600	399,700	441,100
48	226,000	293,700	362,600	400,100	441,400
49	227,400	295,400	363,500	400,500	441,700
50	228,800	297,100	364,400	400,800	442,100
51	230,300	298,900	365,300	401,100	442,400
52	231,700	300,700	366,200	401,400	442,700
53	233,000	302,200	366,900	401,700	443,000
54	234,300	303,900	367,600	402,000	

	55	235,300	305,500	368,400	402,300
	56	236,600	307,100	369,200	402,600
	57	238,000	308,900	369,600	402,900
	58	239,300	310,600	370,300	403,200
	59	240,400	312,200	371,000	403,500
	60	241,700	313,900	371,700	403,900
再任用職員以外	61	243,000	315,000	372,000	404,100
	62	244,200	316,400	372,600	404,400
	63	245,400	317,900	373,200	404,700
	64	246,500	319,500	373,800	405,000
	65	247,600	320,900	374,100	405,200
	66	249,000	322,200	374,600	
	67	250,500	323,400	375,200	
	68	251,900	324,700	375,700	
	69	253,500	325,800	376,000	
	70	254,900	326,800	376,400	
	71	256,300	327,900	376,800	
	72	257,600	328,900	377,200	
	73	258,700	329,400	377,700	
	74	260,100	330,300	378,100	
	75	261,500	331,100	378,600	
	76	262,800	332,000	379,100	
	77	263,800	332,800	379,500	
	78	265,100	333,100	380,000	
	79	266,400	333,700	380,500	
	80	267,700	334,400	381,000	
	81	268,600	335,000	381,300	
	82	269,800	335,700	381,800	
	83	271,100	336,400	382,200	
	84	272,400	337,100	382,600	
	85	273,400	337,800	383,000	
	86	274,500	338,300	383,500	
	87	275,500	338,900	383,900	
	88	276,600	339,500	384,300	
	89	277,700	339,800	384,700	
	90	278,700	340,400	385,200	
	91	279,800	340,900	385,600	
	92	280,900	341,500	386,000	
	93	281,700	342,000	386,400	
	94	282,400	342,500	386,900	
	95	282,900	343,000	387,300	
	96	283,700	343,400	387,700	
	97	284,500	343,700	388,100	
	98	285,100	344,000		
	99	285,700	344,400		
	100	286,300	344,700		
	101	287,000	345,200		
	102	287,500	345,500		
	103	287,900	345,800		
	104	288,300	346,100		
	105	288,500	346,500		
	106	288,700	346,800		
	107	288,900	347,200		
	108	289,100	347,500		

	109	289,500	347,900			
	110	289,700	348,200			
	111	289,900	348,500			
	112	290,100	348,800			
	113	290,500	349,100			
	114	290,700	349,500			
	115	290,900	349,900			
	116	291,200	350,300			
	117	291,600	350,800			
	118	291,900	351,200			
	119	292,100	351,600			
	120	292,400	352,000			
	121	292,700	352,500			
	122	292,900				
	123	293,100				
	124	293,400				
	125	293,700				
再任用職 員		214,500	256,100	278,700	322,000	364,200

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ、医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,100 円	236,000 円	284,100 円	328,800 円	373,300 円
	2	161,500	237,800	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	239,600	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	241,400	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	242,800	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	244,100	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	245,300	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	246,600	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	247,700	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	248,800	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	249,700	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	250,600	304,400	351,200	399,000
	13	178,400	251,900	306,100	353,200	400,900
	14	180,700	253,000	307,700	355,300	402,900
	15	183,000	253,800	309,500	357,400	405,100
	16	185,300	254,800	311,300	359,400	407,300
	17	187,600	255,600	313,100	361,400	409,300
	18	189,700	256,700	314,700	363,400	411,500
	19	191,800	257,700	316,400	365,500	413,700
	20	193,800	258,900	318,100	367,600	415,800
	21	195,900	259,800	319,600	369,300	417,700
	22	198,200	260,900	321,100	371,400	419,600
	23	200,500	261,800	322,700	373,500	421,400

24	202,800	262,900	324,200	375,500	423,300
25	205,200	264,100	325,800	377,500	425,000
26	206,600	265,000	327,200	379,100	426,600
27	208,000	266,200	328,700	381,000	428,300
28	209,400	267,500	330,300	382,900	429,900
29	210,800	268,900	331,600	384,700	431,200
30	212,300	270,300	333,100	386,400	432,500
31	213,800	271,600	334,500	388,300	434,100
32	215,000	273,200	336,000	390,100	435,600
33	216,400	274,600	337,600	391,800	437,300
34	217,900	276,100	339,100	393,500	438,900
35	219,400	277,400	340,700	395,300	440,300
36	220,900	278,900	342,200	397,000	441,700
37	222,300	280,600	343,900	398,600	442,800
38	224,000	282,300	345,500	400,300	444,100
39	225,700	283,900	347,000	402,100	445,400
40	227,400	285,400	348,600	403,900	446,800
41	228,800	286,800	349,800	405,400	447,800
42	230,500	288,700	351,300	406,900	448,500
43	232,200	290,600	352,800	408,400	449,300
44	233,900	292,400	354,200	409,700	449,900
45	235,500	294,100	355,800	410,800	450,800
46	236,900	295,800	356,800	411,900	451,500
47	238,200	297,500	358,300	413,000	452,300
48	239,300	299,300	359,600	414,200	453,100
49	240,600	300,900	361,000	415,500	453,800
50	241,700	302,400	362,400	416,600	454,500
51	242,600	304,000	363,700	417,800	455,200
52	243,700	305,600	365,100	418,900	456,000
53	244,800	307,100	366,500	420,100	456,800
54	245,900	308,500	367,600	421,100	457,600
55	246,800	310,000	368,600	422,200	458,300
56	247,900	311,600	369,700	423,300	459,000
57	248,600	313,200	370,700	424,400	459,800
58	249,500	314,600	371,500	424,900	
59	250,400	316,000	372,400	425,500	
60	251,300	317,500	373,300	425,900	
61	252,100	318,500	373,800	426,500	
62	253,100	319,900	374,500	427,000	
63	254,000	321,300	375,200	427,400	
64	255,000	322,800	375,900	427,900	
65	256,000	323,900	376,500	428,500	
66	257,200	325,300	377,100	428,900	
67	258,400	326,600	377,800	429,200	
68	259,600	327,900	378,400	429,500	
69	260,700	329,300	378,900	429,900	
70	262,200	330,700	379,400		
71	263,600	332,100	380,000		
72	265,000	333,400	380,500		
73	266,600	334,300	381,100		
74	268,200	335,600	381,500		
75	269,700	336,800	382,000		
76	271,200	338,100	382,400		

	77	272,600	339,200	382,700
	78	274,100	340,100	383,200
	79	275,600	341,300	383,600
	80	276,900	342,600	383,800
	81	278,500	343,700	384,000
	82	280,000	344,900	384,400
	83	281,500	346,100	384,700
	84	283,000	347,200	384,900
	85	284,100	348,200	385,100
再任	86	285,600	349,200	385,500
用職	87	287,100	350,300	385,900
員以	88	288,500	351,400	386,200
外の	89	289,700	352,200	386,500
職員	90	291,100	353,300	386,900
	91	292,400	354,400	387,400
	92	293,700	355,500	387,800
	93	295,200	356,200	388,200
	94	296,500	357,000	388,600
	95	297,700	357,800	389,100
	96	299,000	358,500	389,500
	97	299,700	359,100	389,900
	98	300,900	359,600	
	99	302,000	360,200	
	100	303,200	360,700	
	101	304,300	361,300	
	102	305,500	361,800	
	103	306,700	362,400	
	104	307,800	362,900	
	105	309,100	363,300	
	106	310,300	363,700	
	107	311,500	364,300	
	108	312,700	364,800	
	109	313,500	365,100	
	110	314,200	365,600	
	111	314,900	366,000	
	112	315,500	366,300	
	113	316,200	366,900	
	114	316,500	367,400	
	115	317,100	367,900	
	116	317,800	368,400	
	117	318,200	369,000	
	118	318,800	369,500	
	119	319,400	370,000	
	120	320,000	370,400	
	121	320,400	371,000	
	122	320,900	371,500	
	123	321,400	372,000	
	124	321,900	372,500	
	125	322,300	373,100	
	126	322,700	373,500	
	127	323,000	374,000	
	128	323,300	374,500	
	129	323,700	375,100	
	130	324,100		

131	324,500				
132	324,800				
133	325,000				
134	325,300				
135	325,700				
136	325,900				
137	326,100				
138	326,400				
139	326,700				
140	327,000				
141	327,200				
142	327,500				
143	327,900				
144	328,100				
145	328,200				
146	328,500				
147	328,900				
148	329,100				
149	329,400				
150	329,800				
151	330,200				
152	330,600				
153	330,900				
154	331,300				
155	331,700				
156	332,100				
157	332,400				
158	332,800				
159	333,100				
160	333,500				
161	333,800				
162	334,200				
163	334,600				
164	335,000				
165	335,300				
166	335,700				
167	336,100				
168	336,500				
169	336,800				
再任用職員	254,600	272,000	285,600	325,400	369,800

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「母子・父子自立支援員及び婦人相談員については勤務一月につき職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」

という。)別表第一行政職給料表の一級における最高の号給の額に四分の三を乗じて得た額」を「勤務の特殊性その他特別の事情がある場合で任命権者が特に必要と認めるものについては勤務一月につき三万九千二百円に年間の勤務日数を乗じて得た額を十二で除して得た額」に改め、同条第二項中「給与条例の」を「職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百八」を「百分の百十二」に、「百分の八十一」を「百分の八十四」に、「百分の四十四・五」を「百分の四十二」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百十六」を「百分の百二十」に、「百分の八十七」を「百分の九十」に、「百分の四十三・五」を「百分の四十五」に改める。

第五条に次の一項を加える。

5 第三項に定めるもののほか、非常勤職員には、通勤のために要する費用を費用弁償として支給することができる。

第十一条第一項中「費用弁償」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第五項の規定による費用弁償の支給方法は、一般職の職員の給与の支給方法の例によるものとする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百八」を「百分の百十二」に、「百分の八十一」を「百分の八十四」に、「百分の四十・五」を「百分の四十二」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百十六」を「百分の百二十」に、「百分の八十七」を「百分の九十」に、「百分の四十三・五」を「百分の四十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第七条第二項中「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百八」を「百分の百十二」に、「百分の八十一」を「百分の八十四」に、「百分の四十・五」を「百分の四十二」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百十六」を「百分の百二十」に、「百分の八十七」を「百分の九十」に、「百分の四十三・五」を「百分の四十五」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第五条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第二項に規定する養育里親である職員(児童の親その他同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一

項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事情に該当することとなつたこと。

第七条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

第八条に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事情に該当することとなつたこと。

第十三条第二項中「勤務時間等条例」の下に「第十四条の二第一項に規定する介護時間若しくは勤務時間等条例」を加え、「子育て支援部分休暇の期間及び」を「介護時間及び子育て支援部分休暇の期間並びに」に改める。

第六条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第七条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「でその子の親であるものが、常態としてその子」を「が、常態として当該職員の子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者及び同法第六条の四第二項に規定する養育里親である職員(児童の親その他同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同号の規定により委託されている当該児童を含む。第十四条第一項第一号を除き、以下同じ。)」に改める。

第八条の二第一項中「で当該子の親であるもの」を削り、同条第四項中「第一項及び

第二項」を「前三項」に改め、「で当該子の親であるもの」を削り、「職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」との下に、「前項中「三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは、「公務の正常な運営を妨げる」とを加える。

第十一条中「及び子育て支援部分休暇」を、「介護時間及び子育て支援部分休暇」に改める。

第十四条第一項第二号中「第四項の規定により再度の」を「更に」に改め、同条第二項中「期間は」の下に、「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき」を、「状態ごとに」の下に、「三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次条第二項において「指定期間」という。）内において」を加え、「三月（要介護者の負傷の状況等を考慮し、必要があると認められる場合にあっては、三月に人事委員会規則で定める期間を加えた期間）の範囲内において」及び「継続した」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十四条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、次条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては、二時間から当該部分休業及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 前条第五項の規定は、介護時間について準用する。

第十五条第二項中「承認されている職員」の下に、「前条第一項に規定する介護時間

を承認されている職員」を加え、「の承認を受けて勤務しない時間及び」を「及び介護時間の承認を受けて勤務しない時間並びに」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「第十四条五項」に改める。

第十六条中「及び子育て支援部分休暇」を、「介護時間及び子育て支援部分休暇」に改める。

第八条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六条の四第一項に規定する里親」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第二号に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に、「同号」を「同法第二十七条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第六条の四第一項に規定する里親」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第二号に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に、「同号」を「同法第二十七条第一項第三号」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第九条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中

百分の十九
百分の七
百分の四

を

百分の十九・〇四
百分の七・〇四
百分の四・〇四

に

改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条及び第七条並びに附則第三条の規定 平成二十九年一月一日
- 二 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十条及び第十一条の改正規定に限る。）、第二条の規定（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「特別職条例」という。）第三条第二項の改正規定（「給

与条例の」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の」に改める部分を除く。）を除く。）並びに第六条、第八条及び次条の規定 平成二十九年四月一日

2 第一条の規定（給与条例第十条及び第十一条の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の給与条例の規定、第二条の規定（特別職条例第三条第二項の改正規定（「給与条例の」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の」に改める部分を除く。）に限る。附則第四条において同じ。）による改正後の特別職条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の規定、第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定、第九条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正給与等条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

第二条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第一条の規定（給与条例第十条及び第十一条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例（以下この条において「改正後給与条例」という。）第十条第一項ただし書及び第十一条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後給与条例第十条第三項及び第五項並びに第十一条第一項から第三項までの規定の適用については、改正後給与条例第十条第三項及び第五項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員（以下「本庁部長級職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、改正後給与条例第十一条第一項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつ

た者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。」と、同項第一号中「場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。

）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた

者がある場合を除く。）」とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等が

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満ある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

ある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、

扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは

「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、「扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後給与条例第十条ただし書及び第十一条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後給与条例第十条第三項及び第五項並びに第十一条第一項から第三項までの規定の適用については、改正後給与条例第十条第三項及び第五項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員（以下「本庁部長級職員」という。）にあつては、三千五百円）」前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、改正後給与条例第十一条第一項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、

「死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後給与条例第十条第一項ただし書並びに第十一条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後給与条例第十条第三項及び第五項並びに第十一条の規定の適用については、改正後給与条例第十条第三項及び第五項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「本庁部長級職員」という。）とあるのは「本庁部長級職員」という。）並びに本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員（以下「本庁局長級職員」という。）と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、改正後給与条例第十一条第一項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三

号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「本庁部長級職員が」とあるのは「本庁部長級職員及び本庁局長級職員が」と、同項第六号中「が本庁部長級職員」とあるのは「が本庁部長級職員及び本庁局長級職員」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、「第一項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」とあるのは「場合」とあるのは「場合」と、同項第一号中「場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第二項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、前項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とあるのは「前項中「第二号、第四号、第六号又は第七号」とあるのは「第二号又は第七号」とする。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第七条の規定による改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第十六条の規定により同条例第十四条第一項第二号に規定する第一号介護休暇の承認を受けた職員であつて、附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）において当該第一号介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該第一号介護休暇に係る第七条の規定による改正後の同条例第十四条第二項に規定する指定期間については、

任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第一号施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（給与の内払）

第四条 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）、第二条の規定による改正後の特別職条例（以下「改正後特別職条例」という。）、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後任期付研究員条例」という。）、第四条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）、又は第九条の規定による改正後の改正給与等条例（以下「改正後改正給与等条例」という。）の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の特別職条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例、第四条の規定による改正前の任期付職員条例又は第九条の規定による改正前の改正給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例又は改正後改正給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。